

独立行政法人国立病院機構松江医療センター
入院患者の面会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立病院機構松江医療センター（以下「病院という」）の入院患者への面会について必要な事項を定め、もって入院患者の安静度を高め、早期回復および療養環境の向上に資することを目的とする。

(面会時間)

第2条 入院患者に面会することができる時間は原則として13時から19時までとする。ただし、急を要する場合であって担当医が相当と認めるときは、この限りでない。

(面会の制限)

第3条 担当医が、入院患者の治療のため面会すべきでないときと認めるときは、許可をしてはならない。

- 2 入院患者の意思により面会制限を希望する場合、直ちに面会を中止させ、又は面会を拒否することができる。
- 3 感染症対策への対応等、その他面会を制限すべきと院長が判断をした場合、面会を制限することができる。

(面会人の遵守事項)

第4条 入院患者に面会する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、他の患者、職員等に迷惑を及ぼさないよう努めること。
 - (2) 面会は、第2条の面会時間内に行うこと。
 - (3) 面会時は、サージカルマスクを着用すること。
 - (4) 面会時間は1回当たり最大15分までとし、同時に面会する人数は1患者につき2名までとする。
- 2 入院患者に面会する者は、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 酒気を帯びて面会すること。
 - (2) 敷地内で喫煙すること。
- 3 担当医は、入院患者に面会する者が前2項の規定に違反し、又はそのおそれがあると認めるときは、直ちにその面会を中止させることができる。

(その他)

第5条 急を要する場合等において担当医が許可する場合、この限りではない。

付則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。